

第5回産業経済常任委員会

令和5年12月15日（金）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶

2. 市長挨拶

3. 議長挨拶

4. 付託案件

- (1) 議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について
- (2) 議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について
- (3) 議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について
- (4) 議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

出席委員（6名）

委員長	田中喜登	委員	中島ゆき子
委員	今井政良	委員	伊藤厳悟
委員	一木良一	委員	吾郷孝枝

欠席委員（1名）

副委員長 田口琢弥

委員外議員

議長	田中副武	議員	鷺見昌己
議員	森哲士	議員	尾里集務
議員	中島新吾		

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
まちづくり推進部長	田谷諭志	地域振興部長	小池雅之
総務部長	今瀬成行	秘書広報課長	小林哲

観光商工部長	河合正博	観光課長	今井寛司
商工課長	杉山勝彦	観光施設長	熊崎一彦
建設部長	大前栄樹	建設課長	今井伸哉
環境部長	田口昇	環境対策課長	中島盛彦
環境施設課長	波多野一樹	環境施設課対策監	田中隆彦
上下水道部長	今村正直	水道課長	熊崎龍毅
下水道課長	谷田部武一	小坂振興事務所長	田添誠
小坂振興事務所副所長	石丸直志		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	議会総務課長	細江隆義
議会総務課主任主査	柿ヶ野明広		

○委員長（田中喜登君）

おはようございます。お疲れさまでございます。

ただいまから産業経済常任委員会を開催いたします。

出席委員は6名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

なお、本日、2番 田口琢弥委員より欠席届が提出されておりますので御了承願います。

なお、1番、4番、6番、13番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、御挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登君）

特段ございませんが、本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（田中副武君）

おはようございます。御苦労さまです。

今定例会も半ばを過ぎてということで、今日は産業経済常任委員会ということですのでよろしくをお願いします。また、来週は日曜日あたりぐらいから寒波が来てという天気予報を見ても雪マークがついておるような状況であります。また、それぞれ体には十分注意していただきたいと思えます。本日はよろしくをお願いします。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第6回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第108号、議第112号及び議第119号から議第123号の7議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司君）

おはようございます。

議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、説明させていただきます。委員会資料で説明させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

1. 施設の名称は、下呂市御嶽山五の池小屋。
2. 指定管理者の団体の名称は、下呂市小坂町長瀬100番地5、合同会社マウントブルー、代表社員 市川典司。
3. 指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間。
4. 指定管理料はゼロ円です。
5. 指定管理者の募集方法ですが、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき特定指名による選定としております。
6. 指定管理者の選定理由です。御嶽山五の池小屋は、観光資源の充実と市民及び登山者の便宜を図るとともに、緊急時における生命の安全に資するため設置されたものでございます。施設は自然環境の厳しい状況にありながら、指定管理者が出版社や報道機関へ宣伝等御嶽山の魅力度アップに貢献されております。また、山岳救助隊にも入隊していただき、遭難者の捜索、負傷者の救助等積極的に協力いただき、施設の設立目的達成のために貢献されております。以上のことから、御嶽山を熟知し、登山技術等に精通した合同会社マウントブルーを公募によらず特定指名するものであります。

指定管理者の行う業務内容と施設の概要は、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第108号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良君）

おはようございます。

1点だけちょっと教えてください。指定管理料がゼロ円ということで、管理者にとって本当に一生懸命やっていたらということとは分かるんですが、将来を見たり、コロナ禍の中でここ3年間非常に苦しかったんじゃないかなと思うんですが、その辺の状況、利用者とか経営状況が分かれば教えていただきたいなということを思っていますし、せっかくこういった下呂市にとっても唯一の山というようなことで、ぜひ維持していかなきゃいけないと思うんですが、こういった指定管理料をゼロ円でやっていただけるということが末代続けばいいんですが、将来に向けてどういうふうな考えでもってみえるのか、分かれば教えてください。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志君）

ただいまの質問の経営状況でございますが、コロナの際につきましては、令和2年度につきましてはやはり90万円ほどの赤字が出ております。ただ、令和3年、4年以降につきましては、今の助成制度等をいただいておりますので、何とか黒字でやっていただいております。その後令和5年度になりまして、利用者等も2,500人と回復いたしまして現在の状況になっておりますし、今の宿泊者につきましても宿泊料を何とか値上げさせていただいて、人数は減ってはおりますが、収入を確保しているという状況でございます。以上でございます。

○委員（一木良一君）

今の指定管理料ですけど、今の実態の話を書きましたら黒字に何とか収まっているということでしたが、なぜ指定管理料ゼロなのか。ちょっとそこを教えていただきたい。説明していただきたい。

じゃあ、ちょっと補足するわ。なぜそういうことを聞いたかということ、仮にも市の施設で、それを指定管理として委託する場合に無料、ただということは考えられんのかな、普通は。本人の努力でいろいろ発信されてマスコミにも出て、実際目にはおるんですけど、そして宿泊者やとか、それからお昼の食事なんかも出してみえるところを知っています。そういう本人の努力は非常にありがたい話なんですけれども、やはり施設を維持管理していただくには無料ということはある話やと思う。ですから、これはやっぱりせめて100万くらいでも管理料をつけてやるべきやないかと。補助金をもらって90万黒字になったとか、そして宿泊者のおかげで何とか黒字になったとかという話では、恐らく将来こういった委託をお願いしたときにその方が仮に引退されたら、後を受ける人はおらんと思う。だから、本当は見るべきやと、せめて100万くらいは見えてやらないかと思えます。

○小坂振興事務所長（田添 誠君）

今、一木委員が言われた内容ですけども、指定管理の選定委員会のときにも委員さんから同じような意見が言われてきて、取りあえず今回の指定管理については指定管理料ゼロということで5年間やらせていただくんですけども、今、五の池のほうの小屋としましてトイレが古くなってあって、それを改修してほしいとか、そういった要望をいただいております。それについても市のほうで来年予算要求するんですけども、トイレの改修の設計費だとかそういったところまでできる限り山小屋のほうに協力してやらせていただいて、また経営的に苦しいというような、厳しいというような話であれば次回の指定の更新のときにそういったことも含めていきたいというふうに考えております。

○委員（一木良一君）

経営的に苦しいとか苦しくないとかって話でなしに、ある程度トイレに関しても施設を十分整備するということは市の責任なもので、観光客のためにやるということは当然のことやけど、ただ本人の指定管理者の市川さん、頼まれたわけじゃないですよ、本人から。どう見てもやっぱり幾らか見てやっていただきたいと。今回はできんといっても次回は、次回って5年後かな、これ

は。それはやっぱり何とかしてやるべきやと思う、本当に。

○観光商工部長（河合正博君）

この施設におきましては、もちろん市川さんの努力により大変御嶽山のファンの方に愛されて、それなりの収益を得ていると。コロナ前のことですが、もちろん。それなりの収入を得て十分やっていけるというふうな判断の下、またコロナがありましたけれども、その間は支援をして、今ある程度コロナ明けとは言いませんけれども、お客さんが戻ってくる中で、収益を生める施設なので、本人の努力で賄える間はゼロ円ということをお願いしたい。また、今話もありましたように、大規模修繕につきましては当然市のほうでやらさせていただきます。そういう中で、やはりどうしても苦しいという話であれば、双方話合いの中でその辺りを決めていきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

○委員（伊藤巖悟君）

恐らくこれは当事者が非常に責任感の強い方で、そして努力をされているという姿が感じ取れます。というのは、ゼロ円でも私はやっていくという、こういう気持ちがあるでこういう提示をされたと思う。普通やったらとてもやれないので、これだけはもらいたいというのが向こうから出てきたことがあるのかないのか。この条件で結構ですと、こういう判断でこれをお願いするのか、そこら辺の考え方を教えてください。

○小坂振興事務所副所長（石丸直志君）

今の委員さんのおっしゃられたように、本人さんと協議をさせていただいた上でこれは決めさせていただいておりましたが、本人さんといたしましては料金収入アップ、サービスを向上することで収入を得られるということをおっしゃられておりますので、我々としましては今後もし料金収入アップするのであれば上限、また条例改正するなどしてそういったことを対応させていただくというふうに今現在そういうふうに申しております。以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で議第108号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司君）

議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について説明させていただきます。

委員会資料で説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

1. 施設の名称は、下呂市観光交流センター。

2. 指定管理者となる団体の名称は、下呂市森922番地6、一般社団法人下呂温泉観光協会、代表理事 滝康洋。

3. 指定の期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間。

4. 指定管理料は、年額1,900万円です。

5. 指定管理者の募集方法につきましては、下呂市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき、特定指名による選定をいたしました。

6. 指定管理者の選定理由です。本施設は、下呂市の観光振興における重要な拠点であることから、指定管理者には蓄積した経験と豊富な知見が求められます。下呂市と密接に連携して観光振興事業を展開する一般社団法人下呂温泉観光協会が自らの事業と一体的に行うことで、施設の効用が最大限に図れることが期待されます。

また、下呂市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条第3項の規定からも、現に施設を管理しているものが引き続き管理を行うことで当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときに該当するものと解釈しております。

令和5年5月には新型コロナが第5類感染症に分類されて以来、DMOのネットワーク機能を生かし、地域観光の発信拠点としてイベントの開催や特別展の開催など、施設の目的に沿った事業が本格化しつつあります。指定管理者を選定する上で複数による公募が原則であり、2年前の議会におけます当産業経済常任委員会においても公募を優先すべきでないかという意見を踏まえて、担当課としても制度の趣旨にのっとり公募による競争原理を働かせることで、より優れた指定管理者が選ばれる可能性についても十分精査したところでございます。結果といたしまして、施設の運営上の専門性や市民による参加、協力体制、そしてまた公共性の高いという位置づけなど鑑みますと、令和4年4月の供用開始以来1年8か月の運営実績を踏まえた上で、再度公募によらず一般社団法人下呂温泉観光協会を特定指名したいという結論に至ったものでございます。

7番の指定管理者の行う業務と、委員会資料の4ページになりますが、8番、指定管理施設の概要については記載のとおりであります。

また、概要の下には実施しましたイベントの一部について状況写真を掲載しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第112号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島ゆき子君）

今回も特定指名ということですが、昨日も総務委員会のところで特定指名についての説明をいただいておりますが、支出リスクにより1年から5年の指定期間を考えるというお話がありまし

た。その中で令和4年度のこちらの決算を見ますと、下呂市のほうには実際には84万1,483円というお金が返還されておりますけど、観光交流センターのほうの決算を見ますと、実質は1,995万31円ということで指定管理料を超えております。自主事業としてやっていただいております湯めぐり手形とかレンタサイクルという、こちらのほうは全く赤字になっておりまして、23万8,138円ということで自主事業のほうも赤字になっております。そうなりますと、こちらにお願いしていくということが今の特定指名の条件になります支出リスクというところでどうなのかというところと、あと産経のほうでも特定指名というところの詳しい内容について担当部のほうから御説明いただきたいと思っております。

あともう一点、こちらの7番のところ、観光案内及び館内案内というところなんですが、駅前にも観光案内をしておりまして、これ令和4年度の決算書から拾いましたが、実際にこちらのほうでは、観光案内は窓口対応は駅前の大体3割ぐらいです。駅前に比べて3割。電話対応におきましては1か月に7件という電話対応ということで、かなり少ない電話対応をしてみえるということで、こちらが観光案内という役目はどうなのかなというところを思いますので、その辺について御説明お願いいたします。

○観光課長（今井寛司君）

最初の御質問の指定管理料の件について、ちょっと適切な答えになるか分かりませんが、現在……。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

今御質問がございました特定指名、それから指定管理料の御質問について、昨日の総務教育民生の常任委員会でもお答えをした内容と同様のものをお伝えさせていただきます。

まず公募につきましてですけれども、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例というものがございまして、この中で原則としては公募だということが規定されております。しかし、ただし書というものがございまして、施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認められるときは公募によらず指定管理者の指定を行うことができるとなっております。

具体的に合理的な理由というものが規則に定められております。4点でございます。

1つ目としては、専門的または高度な技術を有する法人、その他の団体が客観的に特定される時。2つ目として、地域の人材活用、雇用の創出など地域との連携が相当程度期待できる時。3つ目として、現にその管理の委託を行い、または指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる時。4つ目として、公募に対し応募者がいない時という4点でございます。

また、指定管理料からの指定期間の関係ですけれども、まず指定期間については基本的には一律3年というところがまずスタートになります。ここがまずスタートなんですけれども、その対象施設の収支実績であるとか、管理運営上のリスク移転、支出の指定管理料を考慮し、指定期間を増減するというところに内部規定として持っております。

一例だけを申し上げますと、例えば先ほどの五の池小屋のように指定管理料がゼロ円というようなケースにつきましては、管理期間を5年とする基準を設けさせていただいております。それぞれ支出割合に応じて年数の増減をするということでございます。また、こうした基準に基づいて特定指名、それから指定管理期間を定め、内部の政策会議にかけ、さらに選定委員会にその状況をお伝えし、選定委員会の御理解、御了解もいただいた上で議案として提出をさせていただいているところでございます。以上です。

○観光課長（今井寛司君）

それでは、2つ目の御質問についてお答えさせていただきます。

駅前の案内所と観光交流センターの違いといたしましては、主に駅前の観光案内所につきましては、やっぱり下呂駅御利用のお客様等が入ってきた方はほぼ9割以上の方がスタッフのほうに問合せに来るということで、問合せに対応するための観光案内、あるいは旅館、お宿の案内というようなことが主になっております。

一方で、観光交流センターにつきましては、やはりぱっと見たとおりに広くてゆったりとした施設ということで、ふらっと立ち寄られるですとか、休憩を兼ねて入ってみるというようなところの利用が主になっているということで、どちらかという問合せに対応するというよりも、あそこは発信の拠点として、本来もっともっと発信していくべきでしょうが、どちらかという傾向としては問合せに対応する駅前、それから交流センターは発信する拠点ということで位置づけておりますので、そういったふうでやはり実際に統計を取ってみますと数字が、そこら辺が顕著に出てくるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○委員（中島ゆき子君）

今ほどまちづくり推進部長から話がありました基本は3年ですよというところなんですけど、一番最初、こちらの指定管理を決めるときに、やはり初めてのところなのでまず2年ということで、地域の観光をよく御存じな下呂温泉観光協会ということでした。そのときにも、先ほど観光課長が説明ありましたように、公募しないのかというところは議員からも質問があったと思うんですけど、やはり2年たってなぜ公募をしないかという理由が弱いんです。地域を発信するんですけど、こちらの資料についておりますけど、今回見ますと小坂と馬瀬はやってみえます。あと、萩原とか金山に関しての発信はこの2年間でやってみえないと思いましたが、金山でマルシェとかやられても大変多くの方が見えますので、やはりそういうところに声をかけていただくとかそういうところ、ここは発信の拠点と言われましたのでしっかりやっていただかないと、ここができるまでにかかなりの費用、税金を投入してここはできておりますので、その辺を考えていただいて、しっかりやっていただけたところをやはり公募する。最初オープン記念のときにも5Gか何かでバーチャルが見えますよというようなことも発信してみえましたが、それも今できていませんし、やはりもう少し違う考え方を持たれるようなところを公募でやっていただくという機会を設けるということも大事だと思いますので、その辺もう一回公募について考えを伺います。

○観光課長（今井寛司君）

様々な関係機関ですとか利害関係者、観光従事者を取りまとめてディスティネーションの共通ビジョンに向かって連携を促す主導的な組織としてDMOというものがあります。日本においても、観光振興の担い手という部分では非常にDMOが期待されているところで、平成27年に日本版のDMOの登録制度がスタートしておりますけれども、令和5年9月現在で282件のDMOが全国でございます。

その中でも、現在国内で3法人が先駆的なDMOとして国から認定をされて、戦略的な伴走支援の下で世界に誇れる持続的な観光地域づくりを目指して、いわゆる世界的なDMOの形成を目指して取り組んでおいて、その3つの法人のうちの一つが下呂温泉観光協会であることは承知されてみえると思いますが、下呂市のDMOのガバナンス体制の一つの特徴といたしましては、官民連携のモデルの最先端であり、下呂温泉観光協会と下呂市を合わせますと今年度だけでも300団体以上にも上る視察を受け入れているところであります。観光交流センターにつきましては、下呂市と同様に指定管理者である下呂温泉観光協会においても、その施設をマーケティングですとかコミュニティーを機能させる上で重要な拠点の施設というふうに位置づけておまして、業務運営に当たっていただいているところであります。

今後もさらに連携を深めながら先駆的DMOの連携モデルとして様々なアクションプランを進めていくことで、観光の力で地域の稼ぐ力を引き出す主体として全国から期待されている中で、公募にするという合理的な理由というものを我々としては導き出せなかったということになりますが、今、委員のおっしゃられますように、確かに当初の5Gですとか、そういったものも補助金の算段が狂ったというようなこともございまして、実現できていないという現状はございますので、その辺は今度岐阜女子大学とのコラボレーションでバーチャルなんかも体験してもらうような展示会なんかも予定しておりますし、その辺埋め合わせを今後も観光協会としっかりと連携しながら行っていきたいという意味合いでの選定理由となっておりますので、何とか支援していくという意味でも御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○観光商工部長（河合正博君）

先ほど地域の、例えばマルシェみたいなものが、情報がないというお話でしたが、観光交流センターに勤める職員も情報の収集には当たっているんですが、やはりイベントを開催する主催者がそういった場所でも情報を発信してほしいという依頼がないとなかなか細かいところまで分からないものもありまして、主催者が実際そこでの発信を望んでいるのかということすらも分からない話なので、ある程度、先ほどDMOの話もありました。DMOの中でもそういった情報をくださいということも話はしているんですけども、なかなかそこがちょっとまだ集まっていない、弱いというところもありますので、今後もそういったイベントがあるというような情報が分かりましたら、振興事務所も通じてですが、できるだけ情報を集めて発信させていただくようにしますのでお願いいたします。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

○委員（今井政良君）

ちょっと教えていただきたいんですが、指定管理料の中の支出の中で使用料及び賃借料ということでちょっとお聞きしたいんですが、諸使用料の429万440円の中で摘要の欄で見ますと、トイレ衛生器具とか玄関マット等というようなことで書いてあるんですが、費用面で非常に大きく思案があるんですが、その辺の理由というか内訳というか、分かれば教えていただきたいということと、あそこに3名の職員が見える中で、非常に自主事業の関係なんですね。3人見える割には雑収入という形の中で非常に少ないんじゃないかなということの思うんですが、先ほどありましたように、もう少し下呂だけでなしに金山、小坂、馬瀬を含めた形の中で、やっぱりそういった商工会とか観光協会等を交えた会議にもそういった職員が入ってやるということもないんですが、何かそういった連携を取っていただいて、申込みがないから発信できないというんじゃないし、あそこを建てた目的というのはやっぱりそれを目的として建設したのが交流センターでないかなと思うんですが、その辺についてももし分かればお願いします。

○観光課長（今井寛司君）

まず使用料の件につきましては、現在玄関を入れて右の奥のほうに大きなモニターがございまして、そこで5Gにつないで市内の観光案内ですとか行方、そして無人のときには、観光協会の職員1名体制ですので、そのときにはそこで下呂温泉観光協会の事務所に直接つながるシステムがございまして、タイムレップシステムというんですけれども、そのシステムの使用料とランニングコストが大半でございまして。

それともう一つ、収入の部分に関してですが、もともと先ほどのDMOの観点から申しますと、いかに稼ぐ仕組みをつくるかという部分でありまして、一般社団法人である下呂温泉観光協会のDMOそのものが稼ぐ必要があるかというところでいいますと、ないというふうに我々は思っておりますが、ただ観光交流センターにつきましては当初の計画で中食等の収益も兼ね備えることで、もともとはゼロ円指定管理でやっていきたいということでスタートしております。そういった中で、温泉街の食べ歩きの間業事業者の参入が増えてきたような背景もありまして、方針を転換して収益の上まらない施設として運営しているところではありますが、先般も馬瀬の鮎ですとか塩焼きとかやった際には午前中で売り切れてしまうほどの非常に大盛況ぶりということで、さんませ工房なんかからも来てもらって物販をやっていただきましたが、大変五平餅も午前中で完売というような盛況ぶり、やってみれば実際に非常によく売れるということも肌で感じておりますので、毎月DMO委員会といたしまして下呂市内の全ての観光協会が集まる会議もございまして、そこで我々もこういった情報を発信して、ぜひ利用してくださいというようなことを今声かけを始めている段階ですので、もっともっとそういった毎月のDMO委員会の中でも発信してしっかりと使っていききたいと思っておりますし、また先般使った結果では一々テントを外に張るのが厄介なんで、もう少しのれんの前にびゅうと出てくるようなのれんですね、そういったひさしの延長ができるようなことも勘考できないかというようなことも注文を受けましたので、その辺のと

ころも今後の課題として、対応して使いやすいイベントの中核施設として考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員（今井政良君）

説明していただいたので分かりましたが、今の病院の跡地の駐車場も含めてなんですけど、あそこ昼間に見ると非常に土・日なんか満車ぐらいのことで利用されておるんですけど、悲しいことにやっぱり案内板というか、どこにこういうものがあるとか、そういった案内板が駐車場にないことによって、やっぱりあそこで駐車された方たちも今携帯で見れば分かるでいいかと思えますけれども、せっかくああいった駐車場も整備される中で下呂市の観光の案内、大きなもので結構ですので、細かいところまではいいと思いますが、やっぱり小坂にはそういったものがあるとか、金山にはこういったものがあるとか、馬瀬にはこういったものがあるというような大まかものでいいんですけど、やっぱりそういった看板も交流センターに合わせてつくっていただくということも大事でないかなと思うんですけど、その辺についての考えがあるかないかだけお願いします。

○観光課長（今井寛司君）

現在、歴まちといひまして、松原通りで歴史的資源を活用した景観まちづくり事業を着手しております。その中で、今住民が主体となってこのまちにはどういった色合いの、どういった看板ですとか町並みがいいのかというルールづくりをしていただいて、来年1月にはその案ができる予定であります。そういったところから温泉街をはじめとした町並みの整備にはどういったものがあるかというランドデザインのようなものを今描いているところですので、そういったものに沿って今後そういった看板の整備などについては、先般全協で申しあげました宿泊税などの財源にしっかりと統一感のある格好で整備していきたいと考えておりますし、また今入っていただいております有識者の意見を伺いますと、例えば今下呂温泉街でやっておりますタペストリーといひまして、下呂温泉という黄色い旗ですとか桃太郎旗ですとか、そういったものに関しては昭和の時代はそういうのがあったけど、今日びはあまりないということで、どちらかという目的地は、先ほど委員おっしゃられたようにSNSで皆さん承知しているわけですから、あえてこの地元に来てそんなに下呂温泉とかやる必要は今ないですよというアドバイスも受けておりますので、どっちかという外にPRするというよりもいかに質を高めていくかというところが今の看板の課題となっているようですので、そこら辺も踏まえて今後そういった財源も入ったときにはしっかりと市内全体の観光施設についてのサイン表示も整備してまいりたいというふうに考えております。

○委員（伊藤巖悟君）

話を聞いていると、私が今感じておることは、下呂市は観光立市と、そういうことをずうっと合併以来そういう話が出てきました。それでいろんな統計を見ても、どうも下呂は経済力が弱いと。ちょっと一般質問でも言いましたけれども、個人の消費が市町村で39番、そして市の中では最下位と。いろんなことで下呂市の貧しい脱却をしていくという問題の一つに観光を伸ばそうと

いう気持ちがあって、たしかあその土地を買うには野村市長のときに高信から購入をして、そしてその後解体料をかけて、そして今の施設を造って、その経緯の話はあれを、シンボルを造ることによってどえらい下呂に活力が出てそういう効果があると、そう期待を持って事業が進められてきたのではないかなと私は思います。

そうした中で今の指定管理、先ほど部長が言うておりました、たしか普通やったら公募でやらなんけど、こういう特例の中で4つ目のあれがあったね、理由が。そういうことを期待してお願いすると。今の結果をどうも聞いておると、初めの期待のように成果が出ておらんと、不足面がいっぱいあると、こういう話を皆さんされてみえるなというふうに私は思って聞いておりました。そこで言えるのは、最初はとにかく市民の皆さんも含めて交流の場所として位置づけていくという。まだ1年8か月ということなんで期間もたっておらんけれども、しっかりとした行政としてはあれだけの大きな財源を投資して造った施設なので、しっかりとその効果というものが理解してもらえるようなふうの努力をさらに進めてもらうことが私は大事でないかと。そのことによって指定管理料が高いとか安いとか、その問題以上に先ほどゼロ円で指定管理をされたという例も出ました。やっぱりそれをしっかりとるべく効果の面で成果を発揮され、さらには経費の面でも下げていけると、あそこ独自の努力によってというようなことを今後進めてもらうことが大事じゃないかなと私は思います。したがって、このことについて指定管理をまたされるわけですが、そういうことの内部検討もしっかりされて、これはもっと独自の発想を生み出すには公募をかけてみたほうがいいのではないかとか、そういうことも検討されて、そして十分成果が生み出されるような道を選んでもらいたいというふうをお願いしておきます。お考えがあったらお聞かせください。

○観光課長（今井寛司君）

施設の条例で定めておりますように、本施設は下呂市の観光情報等の提供とか案内機能の充実、それから何より市民と観光客の交流の場を提供して観光振興に寄与するという大きな目的がございますので、その目的に向かって少しでも近づいていって、そして指定管理施設にしている理由の一つとしましては市民も利用されるということが大前提でございますので、そこら辺はしっかりわきまえた上で肝に銘じて下呂温泉観光協会としっかりと連携を図って進めていきたいと思っておりますし、その進めていく中では今の公募についても常にその辺も視野に入れながら運営をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。以上です。

○市長（山内 登君）

今各委員からお話をお伺いしました。私も指定管理委員会のほうで、民間の方がもちろん入っていただいて、それぞれ指定管理で審査をしていただいておりますので、市のほうからそういう話の中で指定管理委員会のほうでいろいろもんでいただいておりますということは承知しております。そこは副市長が委員会の委員長ということになっておりますので、副市長からも報告はいただいておりますが、僕も正直言って公募のほうがいいんだろうなというふうには思います。それは堂々と出てもらってやっていただいてやったほうがいいんだろうなというふうには思います。というか、

今各委員からもいろんな御意見が観光に対して、結構厳しい意見が出ているということは観光協会、観光関係者も皆さんよく承知しております。今まであまりどうも御承知なかった部分もあったかもしれませんが、やっぱりいろんな御意見があるということは承知しておいて、彼らもその辺りは非常に神経を今使っていていただいておりますし、下呂市全体に観光が広がる。そこは、ただDMOの委員会の中には各地区のそれぞれ観光協会とかいろんな方々が全部入ってきていただいております。その中で交流センターの使い方というのは皆さん承知しております。だから、そこが下呂の観光協会だけが悪いというわけではなくて、いろんな提案をしてどんどん提案していきなさいと、いろいろやりますよ、うちは。ここは市の方針はこういう方針と我々も伝えていきますから、各地域の経済、そして観光の振興のためですよということは。

ただ、やっぱり各地区は弱いということだけは事実です。各地区の組織が弱いということは。そこは我々がこれからしっかりと、我々も含めてまた各地域と今連携を取っています。そんな中で馬瀬さんに声をかけたら、馬瀬はよし頑張るやろうということで、この場所も観光協会のほうもしっかりとずぼっと提供して、そこでいろんな事業をしていただきました。これが本来の目的なんで、これは一つの先例として、いい例として今後しっかりと各地区のところをまた出していきたい。

ただ、委員がおっしゃるように何か観光協会が各地区を全然使っていないんじゃないかと、各地区がなかなかその場を利用する場がないということもこれは事実なんで、そこは両者がしっかりとDMOの中で今後進めていく必要があるかと思えます。

また、案内板については本当におっしゃるとおりで、駐車場、そして交流センターの中で私もそれは非常に強く感じておりますので、今、課長が言いました歴まちの中でそういう案内標識、また駐車場の空き状況、満車状況とかも今後多くの市民の方、また観光客の方に分かっていただけることをやっていきたいと思えます。

今回これがどのような皆さんの御判断になるかは分かりませんが、最後ですが、伊藤委員がおっしゃったように効果については、これはもう2年たったんで、やっぱりしっかり検証しないかんということは思っております。ただ、観光協会も頑張っておるということだけはよくよく御承知だけはしていただきたいと思っておりますので、そこだけはお願いしたいと思っておりますが、決してこれが市としてもいいとは思っておりません。公募の方法も含めて、今後しっかり検討していきたいと思っております。

○委員長（田中喜登君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第112号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について、説明をお願いいたします。

○観光課長（今井寛司君）

議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について説明させていただきます。

議案書の107ページをお願いいたします。

議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

湯本湯けむり広場を有料市営駐車場として整備するに当たり、広場としての用途に供することができなくなるため、当該条例を廃止するものであります。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書の109ページをお願いいたします。

下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例要綱。

1. 廃止理由は提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要です。

(1) 下呂市湯けむり広場条例を廃止します。本則関係です。

(2) この条例は令和6年1月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第119号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、質疑を打ち切ります。

続きまして、議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○商工課長（杉山勝彦君）

議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書の111ページをお願いします。

議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について。

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

下呂市ふるさと寄附条例に掲げる寄附金の対象事業を寄附者にとって分かりやすくするため、当該条例の一部を改正するものであります。

条例要綱で説明させていただきますので、議案書の113ページをお願いいたします。

下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じでございますので省略させていただきます。

2. 概要です。

(1) 対象事業を方言やキャッチコピーのような表記から、使途をイメージしやすい事業の表記に改めます。第2条関係です。

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第120号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島ゆき子君）

112ページの改正前の(2)番ですけど、あったかふるさと応援事業、こちらは地域を指定してやってみえたやつだと思うんですが、それを今回やめて2番の子供、子育て、福祉、健康、医療というふうに名前を変えられると思うんですけど、例えば子供、子育て、福祉といろいろ分野はあるんですけど、これの中で例えば子供なのか福祉なのかという分けた項目にするのか、一括でどこでも使えますよという形にされたいのか伺います。

○商工課長（杉山勝彦君）

改正後の(2)号になりますけれども、子供、子育て、福祉、健康、医療ということについての御質問になりますけれども、各サイトへの表記につきましては、こういった分野という形で分けることなくこの状態で表記をさせていただきたいなと思っております。以上です。

○委員（中島ゆき子君）

福祉関係といえば福祉なのかもしれないですけど、これは一緒にされると、例えば寄附される方が子供さんのところに使ってほしいよと思っても、そうじゃないところに使うということなんですけど、その辺ちょっとあまり細かくするのが難しいということでここは一緒にされるという考え方でしょうか。

○商工課長（杉山勝彦君）

今回この対象事業のくくりについてでございますけれども、当然今までキャッチコピー的な部分から事業に改めるというふうに変えさせていただこうかなと思っているものですが、くくり方につきましてはやはりたくさんメニューがあるというか、ある程度絞った形にしていきかけたものですから、ある程度分野を固めながらもこのような形にさせていただいたというものでございます。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第120号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○環境施設課長（波多野一樹君）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書115ページをお開きください。

議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について。

下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。

提案理由は、火葬場の使用料について市内居住者及び市外居住者の金額を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案書の119ページ、条例要綱をお開きください。

改正理由は提案理由で申し上げたとおりであります。

概要でございます。

(1)火葬場・斎場使用料について、市内居住者及び市外居住者を区分けして規定します。改正部分は別表となります。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則の関係部分です。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第121号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第121号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

○環境施設課長（波多野一樹君）

議案書の121ページをお開きください。

議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。

提案理由は、平成4年度で廃止した燃えるごみ専用袋等の使用期限、不燃ごみ専用袋等の手数料の額、その他別表について所要の改正を行うため当該条例の一部を改正するものであります。

議案書127ページ、条例要綱をお開きください。

改正理由は提案理由で申し上げたとおりであります。

概要についてですが、(1)(3)(5)(6)の事項につきましては、後ほど環境対策課より説明いたします。(2)(4)の事項を先行して説明いたしますのでお願いいたします。

(2)一般廃棄物持込処理手数料を税抜額から税込額表示に改め、廃棄物を下呂市指定ごみ専用袋等により持ち込まれた場合の一般廃棄物持込処理手数料の取扱いを明確にします。第1条による改正中別表1の関係となります。

続きまして、(4)産業廃棄物持込処理費用を税抜額から税込額表示に改めます。第1条による改正中別表3の関係になります。

環境施設課からの説明は以上になります。

○環境対策課長（中島盛彦君）

お疲れさまでございます。よろしく申し上げます。

引き続き議案書の127ページを御覧ください。

環境対策課からは条例要綱2番、概要の(1)(3)(5)(6)について説明させていただきます。

(1)燃えるごみ専用袋、燃えるごみ専用袋(小)、ペットボトル専用袋を燃えるごみ専用袋として使用できる期限を令和6年3月31日までに改めます。第1条による改正中改正附則関係でございます。

続きまして、(3)無料燃えるごみ処理券の一般廃棄物処理手数料を無料と明記します。第1条による改正中別表2関係でございます。

続きまして、(5)金物類専用袋、飲食料用空き缶専用袋等の不燃ごみ専用袋の金額を改めます。第2条による改正中別表2関係でございます。

続きまして、(6)この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行します。改正附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(田中喜登君)

それでは、議第122号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員(中島ゆき子君)

今ほど説明いただきました123ページを御覧ください。

改正後のところで、持込みになりますごみのことなんですが、50キロまでは165円ということで、今までに消費税を加えたということです。次の、すみません、124ページを御覧ください。2つ目の米になりますと、指定ごみ袋で持ち込んだときは手数料を納めたものとするということなんですが、今は燃えるごみはシールで出せば無料のごみ袋、袋はよくてシールで無料ということなんですけど、こちらの持込みも、例えば袋に入れたごみに1袋につきシール1枚を持っていけば無料になるという解釈がこれでできるのかなというところがちょっと疑問です。

あと、もう一点は126ページになります飲食料用の空き缶、上から5段目かな、空き缶の専用袋が22円なんですけど、飲食料用の空き缶は振興事務所に持っていけばただで出せます。ペットボトルも持っていけばただで出せるということで、ペットボトルは無料になったと思うんですけど、こちらの飲食料用の空き缶は袋に入れて出さなければいけないということなのか、ペットボトル同様本当ならただでいいのではないかと思うんですけど、その辺の考え方について教えてください。

すみません、あともう一点なんですけど、不燃ごみを自治体で籠で集めているモデルケースがありますけど、そちらは継続したいということであれば今後も継続していくというようなお話がちょっとありましたけど、この条例改正の中にそのことが入っているのかなというところなんですけど、どこかに書いてあればいいんですけど、それか自治会は籠回収はやめるということなのか。この今の3点お願いします。

○環境施設課長(波多野一樹君)

それでは1点目、124ページ、上段の表の米印の2点目につきまして、無料ごみ処理券もそうですけれども、専用袋の「等」の中に無料ごみ処理券も含まれているという解釈でございます。以上です。

○環境対策課長（中島盛彦君）

2点目の議案書126ページの金物類専用袋、これただでいいのではないかという……。

〔発言する者あり〕

失礼しました。飲食料用空き缶専用袋ですね、失礼しました。ただでいいのではないかという御質問ですが、今現在各振興事務所等で空き缶及びペットボトルを無料で回収させていただいてはおるんですが、あくまで市のごみステーションに排出される方も多数お見えになるということでございます。

失礼しました。飲食料用空き缶専用袋については、今現在も各市のごみステーションで出される方が多数見えるということございまして、その方についてはあくまで市の指定袋で排出していただくということで、ここに項目は残してございます。以上でございます。

○環境部長（田口 昇君）

最後の御質問の中で、モデル地区がどうなるのかと。それに対して条例がどういうふうに示されているのかという御質問だったと思うんですけども、今のモデル地区につきましてはいろいろお話ございまして、まずはモデル地区の方としっかりお話をして御意向とかお考えを総合的にまとめて今後の方針を決めさせていただきたいという考え方をしております。したがって、これにつきましてはモデル地区というような考え方を基に、条例の規制ではなくてモデル地区ということで試行的にやっているという扱いで条例には明記すべきではないと今のところは考えています。今後方向が決まりましたら検討したいと思っております。以上でございます。

○委員（中島ゆき子君）

今ほどの飲食料用の空き缶の件ですけど、いまだにごみステーションに出してみえる方があるのでこちらは有料にしますと言われたんですけど、ペットボトルも出してみえますよね。あそこまで持ってみえない方は。片やペットボトルは無料袋で飲食料用はお金を取りますよと、多分市民の方は理解できないし、持っていけない方はお金が要するという、その辺の差について市として統一した考え方じゃないんじゃないかと言われたときに、私たち説明のしようがないんですけど、その辺どうでしょうか。

○環境部長（田口 昇君）

今回、有料燃えるごみ袋の金額を決定する際に参考にさせていただいたのは、今ペットボトルもそうですし、燃えるごみも市販の袋で出していますけど、推奨袋が大体1枚当たり、店によって違いますけれども大体16円台から19円となっております。それに付随して各家庭のごみステーションに出すときは基本的には推奨袋を使えばペットボトルであっても全く無料ではないという考え方を持っていますので、金額をそれに合わせるような形で有料燃えるごみ袋につきましては20円、税込みというような考え方でさせていただいているということです。以上です。

○委員（中島ゆき子君）

すみません、ちょっと納得ができないのでもう一回質問します。

ペットボトルは指定のごみ袋じゃなくて何でもいいですよと書いてありますよね、透明の袋なら。こちらは無料でいいですよと、ペットボトルは言われるんやけど、同じごみステーションに持っていけない人は買って出さないかん。片方は何でもいいですよと言われていて、こちらは買いなさいよという、整合性がないですよ。だから、これ多分市民の方も理解できないのかなと思うんですけど、もう一度すみません、お願いします。

○環境部長（田口 昇君）

これは一つは資源ごみステーションの設置に当たっては、以前も御説明しましたけれども、いろんな生活スタイルに合わせて出しやすいということを主に考えさせていただいたということで、それは無料ということでさせていただいております。

それから、各ごみステーションにつきましては、今おっしゃるとおりどんな袋でもいいと。ペットボトルについては袋に入れて出されるか、生活に合わせて都合のつく方は資源ごみステーション、振興事務所でやっておりますので出していただきたいというような方針に基づいて決めさせていただいたことをごさいます。今後とも状況に合わせて検討は必要だと思っておりますけど、当面はこういう方法で検証しながら実施させていただきたいと考えております。

○委員（今井政良君）

今の答弁を聞いてちょっと思ったんですが、やっぱり同じ市民を対象にしてあり、また振興事務所に遠い地域、近い地域があるわけですね。振興事務所に近い人は無料で持っていけるし、遠いところはお金を出してごみステーションへ持っていかなきゃいけないと。これはおかしいんじゃないかなと思うんですね。振興事務所へ持ってくるものについては一応試行的にやってみえることであって、そういった人には恩恵があって、今までごみステーションへ持って行ってみえる、地域で出してみえる、特に地方にとっては高齢者の方が多いので、身近にあるのでということを持っていかれると思うんですが、その辺に配慮した形でないと2本立てでいくということになると、そうすれば地方にもそういうところをつくってくれと、そうすれば無料になると、そういう意見になり得ないと思うんですね。なり得るか。ともすれば、やっぱりその辺の理解を各区長さん等にも説明しないと、そういった問題が出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺についてどうやね。お聞きしたいと思います。

○環境部長（田口 昇君）

今後、資源ごみステーションにつきましては、今振興事務所を中心にやっておりますけれども、各自治会の要望に応じてそういった拠点をつくることもこれから検討しながら、なるべく資源になるものはそういった無料の形でも出せるステーションを増やしていきたいようなことを今のところ考えておりますが、ちょっと状況を見ながら増やしていきたいというふうに考えております。

○環境対策課長（中島盛彦君）

すみません。今の資源ごみステーションの話なんですけど、今年度も市内各地域に3か所ほど追

加させていただきました。1つ目は、金山の市民会館の近辺に新年早々にオープンさせていただく予定で設置済みでございます。あと、馬瀬地域、馬瀬の小学校の職員駐車場の付近に今設置しております。あと、もう一件が上原地区の上原診療所のちょうど前の辺に今設置中でございます。こういったふうにして、今、委員おっしゃられたように飲食料用の空き缶が各地域地域で無料を出していけるポイントをつくりながら、今の飲食料用空き缶専用袋の取扱いについても同時に考えていかなければいけないなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第122号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、説明をお願いいたします。

○水道課長（熊崎龍毅君）

よろしく申し上げます。

それでは、議第123号について御説明させていただきます。

議案書の129ページをお願いいたします。

議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について。

下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

提案理由です。水道事業の安定財源確保のため、水道料金の改定を行うものです。あわせて水道事業、簡易水道事業で格差のあった負担金を統一するため、当該条例の一部を改正または廃止するものです。

条例改正の概要について御説明します。今回の条例は水道料金の改正及び水道加入負担金の統一により、2件の条例についての一部改正と2件の条例を廃止する条例を一括で定めたものとなります。本来であれば条例要綱で説明するものですが、一部改正と廃止が混在しますので、条例の条文にて説明をさせていただきます。

議案書の130ページをお願いします。

まず第1条は下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

改正後の第2条により、上水道事業の給水区域及び簡易水道事業の計画給水人口、1日最大給水量を追記し、別表により簡易水道事業の名称と給水区域を定めます。

132ページをお願いします。

第2条は、下呂市水道事業給水条例の一部を改正するものです。

改正後の第1条では、水道料金及び負担金の統一に伴い、上水道、簡易水道の各事業の給水条

例を一本化して規定します。

その下です。改正後の第2条により、給水区域を引用する法令を下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

議案書の135ページをお願いします。

改正後の35条により、市内で設置されていないメーターの口径65ミリの負担金について削除するとともに、上水道事業、簡易水道事業で異なる負担金の額を上水道事業の額に統一をします。

議案書の137ページをお願いします。

改正後の別表の(1)により、各事業で異なっている水道料金を表のとおり統一をします。

議案書の139ページをお願いします。

第3条は、水道料金の改定及び負担金の統一により料金の規定を下呂市水道事業給水条例に一本化したため、下呂市簡易水道事業給水条例及び下呂市簡易水道事業分担金徴収条例は廃止とします。

附則関係です。この条例の施行日は、令和6年4月1日からです。経過措置として、条例の施行日前から継続して水道を使用している方については4月検針分、5月請求分からの改定後の料金が適用となります。

続きまして、委員会資料の5ページをお願いいたします。

今回の料金改定に当たり、資料のとおり市民の皆様には周知を行いましたので、御報告をさせていただきます。

まず1つ目ですが、市民説明会の開催ということで、9月19日から10月3日までの間、市内5か所で市民説明会を開催させていただきました。総計で26名の方に御参加をいただいております。説明会でいただいた御質問や意見については表のとおりとなっておりますので御覧ください。なお、質問に対する市の回答についてはホームページのほうで掲載をさせていただいておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

続きまして、(2)の事業所への周知ということで、今回の改定案では基本料金が口径別の料金に統一されるということで、簡易水道区域の口径の大きなメーターを設置している事業所については料金が増加することが予想されます。このため対象となる事業所に対して、料金を試算したお知らせを送付しております。送付事業所としては89件です。現在はそれほど水を使っていないのでメーターの口径を落としたいとか、そういった御相談をいただいております。

3番目として、自治会連合会での説明ということで、4地域の自治会連合会の会議において水道料金改定の概要について御説明をさせていただきました。

4番目として、その他の周知ということで、水道、下水道事業の現状ということで、まず水道だよりということで6月から8月までの3回、下水道だよりとして9月から11月までの3回、こちらは市のホームページで掲載をさせていただきました。あと、「知っておいでるかな？下呂市の水道」というタイトルでパンフレットを作成しました。こちらは広報「げろ」の9月号にとじ込みで各家庭に配付をしております。こちらには水道事業の現状であるとか、料金改定の案、説

明会の案内について掲載をさせていただきました。広報「げろ」の11月号ですが、こちらは水道の特集として「子や孫に届けたい くらしと水」というタイトルで水道事業の現状、料金改定案、あと下水道事業の現在の取組について掲載をさせていただいております。

あと、今後の周知の予定としまして、議会での議決をいただいた後になりますが、さらに広報でのお知らせであるとかホームページ、あと市民メール、あるいは検針票のちょっとしたお知らせ欄がありますので、そちらのほうでの周知を図ってまいりたいと思っております。

あと、資料の7ページから24ページまでについては、市民説明会で使用させていただいた資料をつけさせていただいておりますので御覧いただきたいと思えます。

なお、今回の料金改定により料金収入の総額では5%の増額を予定しています。

説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登君）

それでは、議第123号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（伊藤巖悟君）

料金改定をせんならん時期が来たということはよく理解はできます。そこでなんです、そうでなくても今、料金の未収もありますね。今度改定するでしょう。かなり口径によって料金が莫大に上がるという場合もありますね。僕はそういう未納が増えてくるんじゃないかというような気がします。しかし、水は命のあれで、今後永遠に確保していかないので、大切なことだと思うんですけども、非常にシビアに今水道料金を捉えてみえる人も見えます。よくよく説明を市民の皆さんにさせていただいていくことが大事でないかと。あわせて、下水道の合併槽への移行も今進められて、第1号で尾崎1区の和田地区がこの間始まって、終わったという経緯があります。これもまた、今後いろいろとこの前の説明ですと、地域を広げていかなんという話を聞いておりますが、その辺の住民説明はより深く理解してもらおうようにしていただかなんということと、合併槽の問題ですと、やっぱり建設課との関連が私は出てくると思っておりますので、横の協議もしっかりやってもらいたいということを今思っております。と申しますのは、今までの収集車ですか、あれの入る場所が変わるといことも生じてくると思えますので、その辺の安全性とか等々も含めて横の連絡を取っていただき、住民の不安を解消して事業を進めてもらいたいと。そんなことを思って、いろんなことで今後上下水の問題は複雑な、多様な時代に入っていくんじゃないかということをお心配しておりますので、その辺の細かい気遣いをさせていただきたいということをお願いしておりますが、部長のほうではどんな考え方を持ってみえるか、お考えをいただきたいと思えます。

○上下水道部長（今村正直君）

まず最初の水道料金の未収ということですが、今現在、水道料金の徴収率は約99.5、6%ということで、今回口径が大きくなることによってまた未収が発生するのではないかということですが、先ほど課長も説明したとおり、4月の半年以上前から口径が大きくなるころには事前に周

知をして、先ほど言ったように口径を小さくしていただく等の御案内をしておりますので、料金が大きく変わることによって未収が増えるのかなというのは、ちょっと今私どもは考えてはおらないというところ。ただ、実際ないとも言い切れませんので、そのときはやはり水道料金ですので、これはどうしてもやっぱり払っていただくというところが大前提ですので、そこは根気よくまた説明しながら徴収のほうに努めていきたいと思っております。

それから、下水道の合併浄化槽への転換については、また後ほど報告事項ということで詳細は報告させていただきますが、言われるとおり、今まで下水道であればバキュームカーの収集等がないところが新たにまた収集等が始まるということで、当然その経路ですとか、近隣の方等には細かい説明はしていかなければいけないとは思いますが、実際どの程度収集経路というのは業者さんによっていろいろまちまちですし、その道しかないという場合も多分出てくると思っていますので、その辺は道路管理者等々といういろいろ協議をしながらよりよい方法で収集ができるように努めていきたいと思っております。以上です。

○委員（伊藤巖悟君）

今、部長からの説明で私は理解ができました。しかし、私がかつてもなかなか一般の市民の当事者では理解がしにくい部分も出てくるし、不安を感じてみえる人もあると思います。したがって、その辺に対して親切な対応をしていただきたいというお願いをしておきます。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

○委員（今井政良君）

御苦労さんです。参考資料の中で、5ページなんですけど、先ほど説明会をやられたということでお聞きしましたが、この表を見ますと非常に参加者が少ないというのが第一印象です。説明はやられたということは分かるんですけど、参加者が少ない中で、特に萩原もゼロ、下呂も2人というようなことで非常に地域が大きい割には参加者が少ないということ、これどう受け止めてみえるのかなということと、今後どのように周知されるのか教えてください。

それと金山での質問の中で、改定率の5%の根拠はというようなことで質問があったように書いてあるんですが、どのような説明をされたのか、もし分かれば教えてください。

○上下水道部長（今村正直君）

まず市民説明会の参加者についてなんですが、これ具体的な説明をさせていただいたんですが、それ以前にも水道だよりですとか広報「げろ」の折り込み等々で、詳細ではありませんが、あらかじめの説明をしておいたというようなことで、それで理解をされてわざわざ説明会には来られなかったのかなというようなことも考えておりますし、水道というなくてはならないものの料金改定で、ある程度仕方がないというような思いで来られなかった方も見えるのかなと感じております。また、9月の萩原のゼロ名ということなんですが、これ1つだけ言い訳をさせていただきますと、実はこの日説明会が始まる直前の30分ほどにかなりの大雨が、豪雨が激し過ぎてとても車から出られるような状態ではなかったということで、実際私のほうにも実は行きたかったけど雨

でよう行かなんだわ、すまなんだというような電話が2件ほどいただいておりますが、実際そういう方が多数見えたんじゃないかなというふうに思っております。

それと今後の周知の方法ですが、先ほども課長のほうから説明したとおり、もしこの条例を、料金改定について議決をいただければ、また広報「げろ」のほうで4月1日から料金が変わりますという周知はさせていただきますし、ホームページ、市民メールも使って周知もさせていただきますし、検針票等にもお知らせをして皆さんに周知をしていきたいと思っております。以上です。

[発言する者あり]

すみません。改定率の5%については、市民説明会の資料では細かいところはうたっておりませんが、6月16日の議会全員協議会の中で資料については説明をさせていただきますが、令和6年から令和15年度までの10年間の収支見込みを示して、その中で10年間で総額5%に当たる部分の金額がどうしても不足するというので、今回の5%に値上げを計画させていただいたということで、全員協議会でも説明をさせていただきますとおりでございます。以上です。

○委員（今井政良君）

ありがとうございました。

2040年に予測される人口が2万人ほどになるというようなことも見えておるわけですね、十数年先には。やっぱりそういったことになると、特に利用料そのものが非常に少なくなるんじゃないかと、収益としてね。やっぱりその辺は多く見ていただかないと、その時期になった時分には非常に管も老朽化したり、いろんな費用も要るんでないかなと思うんですが、今からその辺を理由にして、今からもらって、目的も入れてやで。将来のそういったものも入れてやっぱり徴収していくということも大事でないかなと思うんですけど、人口2万人になるということは、これ以前を思うと半分になるということなので、ちょっとその辺僕は心配しておるんですけど、そういったことは頭に入れてみえての話なのか、ちょっとその辺だけお願いします。見解を。

○上下水道部長（今村正直君）

今回は総額で5%という比較的小さい改定になります。改定も目的であるんですが、今上水、簡水でかなり格差があるということで、まずは統一ということが最初の大きな目標の一つでもあります。これは先ほど言ったように、令和6年から15年度までの10年間というところで試算をしておりますが、この間に下水道料金のほうの値上げというのでも検討しておりますので、今回水道を大幅に上げて、また下水道も大幅に上がるというのはなかなか難しいということで、令和15年度までには下水道料金を何とか上げたいということで今考えておりますので、それ以降下水道料金をまた改定に着手するというので、そのときは多分5%では済まないであろうという試算はしておりますが、具体的な数字はまだちょっと出せませんが、そこからはまた大きな値上げというのでも視野に入れて検討していかなければいけないと考えております。以上です。

○委員（吾郷孝枝君）

説明資料の14ページ、15ページのほうなんですけれども、このところでちょっとお尋ねをし

ます。

私は今まで統一料金とか基本料金、ここのところでいろいろ格差があったところを今回そういったところを統一されるということは必要なことだというふうに思っているんですけども、ここの14ページ、15ページのところを見ますと、これまで超過料金、簡水も上水も一定でしたよね。上水が110円、簡水が124円だったのを、今度は超過料金は別々にしたというところなんですけれど、ここで見ますと月の使用料11から80立米のところ、超過料金が上水のほうだと110円が156円に上がると。使えば使うほど、大きいところになるほどまた下がってきますよね、この超過料金。ここの部分、これこそまた格差をつくったんじゃないか。今まで一定だったのを、今度ここで格差を設けた。ここのところがちょっと納得できないなど。やっぱり水道料金というのは今までのようなふうで、超過ってたくさん使えば使うほど高くなっていくんですけども、超過料金そのものは一定でないといかんのやないかなと、平等でないよねと思うんですけど、ここのところをちょっと説明してください。

ちなみに、月11立米から80立米使うというのは、一般家庭でここの部分が一番多いんですね、対象になる家庭。ここの部分から高くするというところはどういうことなのかなということですよ。

○上下水道部長（今村正直君）

まず、超過料金について使用水量による差をつけたというところでございますが、ほとんどの市町村、全国の自治体では使えば使うほど高くなるという逓増制という料金設定をされておるところが多いとお聞きしております。うちみたいに現在の上水、簡水のように一律という市町村は少ないというところでございます。実際運営委員会でもそういう方法を考えたんですが、そういう方法をしますと特に大量使用者というところの負担がかなり大きくなるということで、超過料金の一定でも、また逓増制にしても、特に大量使用者というのは病院ですとか高齢者施設ですとか、あるいは下呂市は基幹産業が多いということで、そこら辺に負担を大きくかけるのはなかなか納得はされないだろうということで、今回のような使った分だけ安くなるという逓減制という設定をさせていただいたというところですよ。

それと前にも言いましたとおり、市内の統一というところの中で、現在の上水道と簡易水道の料金の負担割合ですとか、使用水量の大きい・小さい方の負担割合、あるいは用途別の負担割合の比率をあまり変えないようにというところを目標に設定をさせていただいたということで、こういう設定になったというところでございます。特に11から80というのは、一旦80というところで線を引かせていただいたんですが、この80というのは一般家庭で一番多く使われる方が大体80ぐらいということで、一般家庭は全てここに入るということなんですけど、御覧いただいたとおり、13ミリの基本料金は簡水、上水とも下げるというところで、ここでマイナスになった分を一般家庭全員で補っていただくということで、この11から80の超過料金は少し高めに設定をさせていただいたというような理由からでこういう設定になったというところでございます。以上です。

○委員（吾郷孝枝君）

今こういうふうな超過料金のところで、こういう設定をされた理由は分かりました。今の理由

を聞きますと、大量使用者の分を一般家庭のところで補わなくちゃいけない。特に一般家庭といましても、うちのように2人暮らしの老人世帯だったら安くなるんですよ。ですけれども、子育てをしているような世帯、子供が2人いるようなところとか、2世代世帯なんか4人とか5人の家庭ではずっと高くなるんですよ。ということは考え方として、大量使用者の分を一般家庭で見るような形、5%アップ分をということになるので、これは水道事業の根本的な問題からいっても問題があるんじゃないかというふうに思いますし、今まで上水で110円で大量使用のところもずっと一定でやってきたのに、今度の値上げを契機に使えば使うほど安くなるような設定というのはいいのかなということをするんですけど、簡水でもそうですね。124円で一定でずっとやってきたのにこういう設定ということになると、やっぱりこれはちょっと問題じゃないかというふうに思うんですが、そのところどうですか。大量使用者の分を一般家庭というか、そこで補うというやり方の仕方。

○上下水道部長（今村正直君）

ちょっと私の説明が上手に伝わっていなかったのもう一度申し上げますが、今回13ミリの基本料金は上水、簡水とも下げさせていただきます。その下がった部分を一般家庭全部で見ていただくということで、この11から80の料金を高くしたということで、決して大量使用者の負担を減らすためにここに持ってきたというつもりではございません。当然大量使用者の負担分は今まで簡水になかった口径別基本料金というところを採用することによって、簡水の口径の大きいところが負担が大きくなるということで、結果的にそう見えるかもしれませんが、実際はうちの期待しておるのは13ミリの基本料金以内の方々の減った分を一般家庭全員で見ていただくということでこういう設定をさせていただいたというところでございます。以上です。

○委員長（田中喜登君）

簡潔にお願いいたします。

○委員（吾郷孝枝君）

部長はそういう説明をされますけれども、全水道料金の5%アップですよ。その5%アップした分をどういうふうに配分するかという設定で計算してみえると思いますが、分かりやすく言えば、このイラストで家族構成で表したところがあるんですけど、このところの17ページと16ページのところを見ますと、4人家族が書いてあるところがあるんですけど、ここは全部上水、簡水ともプラスになっていますし、ということですよ。イラストなんか見てもそういうことで、やはり今回の値上げは、一つには2世帯、3世帯というところのそういう家庭に大きな負担になってくるということがありますし、この超過料金のところだけ変えてあるということも問題があると思います。

○委員長（田中喜登君）

ほかにございませんか。

○委員（今井政良君）

ちょっと1点だけ。関連してなんですけど、先ほど吾郷さん言われましたように、一般家庭で

は13ミリが主体ですね、ほとんど。料金改定の中で超過料金が156円になるということで、4割近く上がるわけですね。ということは一般市民主体に協力してもらうということなんですけど、特に一般世帯、うちらなんか8人家族なんで本当に何万円も上下水料金を払っておるんですね。やっぱりそういうところになると非常に負担が重くなるんですね。子育てしてみえる家庭なんか特におむつとか、若い子供がおるところはやっぱりシャワーも使ったりということで水を使う量が非常に多いんです。そういった子育ての面からも、今の市民のこういった高騰しておる中で、やっぱり一般市民を中心に値上げをするということはいかなるもんかなど。大型の口径を持ってみえるというのは営業してみえる、そこで利益を上げてみえるということが多いんじゃないかなと思うんですが、そういったところを軽くするということはどうか。やっぱり市民あつての下呂市でありますので、それは企業も大事かと思えますけれども、やっぱり市民に納得してもらうにはそこへポイントを持っていかなきゃいけないと思うんですが、その辺の見解だけお願いします。

○上下水道部長（今村正直君）

まずは今回の料金改定でちょっと試算をさせていただいた、これはある月の試算でございますが、13ミリの御家庭、約1万2,000口ほどあるんですが、安くなる御家庭が7,500件ほど、率にして62%が安くなるということです。では、口径が大きくなるにつれてどうなるかということですが、20ミリのところは安くなるのは約1割、25ミリのところは安くなるのが約28%、30ミリのところで安くなるのが32%、40ミリのところで安くなるのが18%、50ミリで安くなるのが37%、75ミリで安くなるのが11%ということですので、決して一般家庭が特に負担が大きく、総数で言えば一般家庭が一番得をしておるといいう言い方はおかしいですが、口径が大きいほど高くなる率は高いというところで今設定をさせていただいたというところで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員（一木良一君）

今、部長が説明された資料って、そういうものを我々に提出してくださいよ。冒頭から。より説得力があるし、ついでに言いますけれども、今の13から、例えば管径の大きさによる使用料割合、それがどういうものかということも資料として我々に提出していただきたい。後で結構ですので、よろしくをお願いします。

○上下水道部長（今村正直君）

今の口径別の安くなる割合というのは、今まで皆さんにお示しすることはありませんでしたが、水道事業の現状ということで、これは6月の全員協議会のところで、皆さんがお求めの資料かどうかはちょっと分かりませんが、6月の全員協議会の資料の中に口径別の月別の平均使用料ですとか件数割合はお示しさせていただいております。以上です。

○市長（山内 登君）

こういうお話、確かに非常に難しく、我々もこれ運営委員会で何回も議論をして、専門家の方々、あと一般市民の方々が入った運営委員会で何度もやっています。その中で普通の御家庭に

負担がかからないような方法でというのが大原則。料金改定をしなければならないから、これはやっぱり料金を上げなきゃならないという、幾分かは。ということはこれはやむを得ないんだけど、多くの市民に負担がかからないような方法で考えてくれというようなことで運営委員会でいろいろもんでいただいたり、我々から御提案して出した話でございますので、ただこれが運営委員会で今も11番議員から資料をという話で、我々も出したんですが、運営委員会の資料って膨大な資料があって、その中でもいろんな議論を積み重ねた上での御回答なんで、なかなか1回の委員会で御説明してというのは確かなかなか厳しい。本来ですと、運営委員会に傍聴でもして入ってきていただければ我々とする一番話が分かりやすいんですが、そういうことも含めてここで全て御説明しろというのは非常に難しいことになります。

ただ、もちろん我々時間をかけてでもやれというなら朝から晩まででもやりますが、そういう意味でいうと、ただ9番議員にはお知らせしたいのは、当然我々も平均的な市民の方々に一般家庭に負担がならないような方法で、これ1年間2年間かけて皆さんと協議をして運営委員会で積み重ねてきておりますので、そこだけは御理解していただきたいなというふうに思いますのでお願いします。

また、こういう料金改定は非常に難しいし、我々も膨大な資料でこれをどうやってまた議会のほうで御提供するのかについても、また我々もしっかりと検討していきたいと思っておりますので、またこの辺も議会のほうからもいろいろと御提案いただければと思います。

○委員（一木良一君）

今の資料の関連ですけど、膨大な資料を出されてもそれだけ見る時間もないし、理解できるところもあると思いますので、私がお願いしたのは、さっき部長が口頭で説明された程度の、その程度のもので結構ですので、出せるのであれば出してくださいという話です。以上です。

[発言する者あり]

○委員長（田中喜登君）

どういった趣旨の発言ですか。

簡潔にお願いします。

○委員（吾郷孝枝君）

すみません。先ほど口径を、大きい口径から小さい口径に変える希望のところもあるということで、料金がそれで安くなるのでね。そういう方法もあるということもおっしゃいましたので、そのことなんですけど、口径を20ミリから13ミリとかに変えようと思うと、やっぱり工事費がかかりますよね。その工事費とか変換のための補助というのか、そういうことも必要やないかと思うんですけども、そこは全部個人負担ということですか。

○上下水道部長（今村正直君）

口径変更については全て個人で実施していただくということでお願いしております。以上です。

○委員長（田中喜登君）

以上で第123号に関する質疑を打ち切ります。

かなり時間が経過しておりますので、ここで休憩を挟みます。再開は11時30分といたします。

午前11時20分 休憩

午前11時31分 再開

○委員長（田中喜登君）

再開します。

先ほど11番議員より資料の請求がございましたが、その件について、ただいまより配付し説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

[資料配付]

○上下水道部長（今村正直君）

すみません、先ほどの資料ということでお配りをさせていただきました。

これはちょっと古いですが、令和4年6月の検針数値から拾ったものでございます。

向かって一番左端が上水道区域のパターン、真ん中にあるのが簡易水道区域のパターン、そして一番右が上水プラス簡水ということで、先ほど私が説明させていただいた数値ということで御覧になっていただくと分かるように、ちょっと上水、簡水で大分割合が違いますが、上水の口径の大きいところは安くなる場所が多い、代わりに簡水の口径の大きいところは高くなる場所が多いということで、合計はこういう数字になるというところでございます。

現行料金より安くなる条件は以下に書いてあるとおりでございますので、また御確認いただきたいと思います。以上です。

○委員長（田中喜登君）

ありがとうございました。

それでは当委員会に審査を付託されました議第108号、議第112号及び議第119号から議第123号の7議案について、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

○委員（中島ゆき子君）

議第112号につきましては、先ほど説明の中で執行部から提案された特定指定というところで、市長が、僕は公募がいいと思いますという発言をされて、執行部の中で統一されていないという思いがありますので、反対します。

議第122号につきましては、先ほど審議の中でもお話ししましたが、飲食用のアルミ缶についての袋についての説明が通っていないということで、この2件について反対いたします。

○委員（吾郷孝枝君）

議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、反対をします。理由は、公平性に欠けるという点で。

○委員長（田中喜登君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第108号、議第112号及び議第119号から議第123号の7議案について、討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了しましたので、ただいまから採決を行います。

議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第108号については全会一致で可決すべきものと決しました。続いて、議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第112号については賛成多数で可決すべきものと決しました。議第119号 下呂市湯けむり広場条例を廃止する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第119号については全会一致で可決すべきものと決しました。続いて、議第120号 下呂市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第120号については全会一致で可決すべきものと決しました。議第121号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第121号については全会一致で可決すべきものと決しました。議第122号 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第122号については賛成多数で可決すべきものと決しました。議第123号 下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第123号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前11時38分 終了